

法定外税（別荘等所有税と宿泊税）の検討結果

1 はじめに

次期財源確保策については、あらゆる選択肢の中から改めて検討を行うとしている中で、平成 27 年度に行った新財源確保策検討時の税目別評価結果（図表 1）をもとに、『仮に課税するとしたら、どのような条件であれば可能か』という視点から、法定外税について検討したもの。

2 検討対象

『別荘等所有税』、『宿泊税』

（理由）

- 平成 29 年度第 5 回行財政改革有識者会議において、法定税以外の財源確保策の今後の検討対象について説明した結果、今後の財源不足の状況を考慮し、『一定期間内に導入可能で、かつ一定規模の税収等が見込まれる』観光客等が行う行為を今後の検討対象とすることとし、入湯行為を除いた行為として、「別荘利用」と「宿泊」について具体的な検討を行うこととなったため。

〔図表 1〕（参考）平成 27 年度の新財源確保手法の評価一覧※1

区分	1)個人 町民税	2)法人 町民税	3)固定 資産税	4)入湯税	5)都市 計画税	6)法定 外税
①用途自由度	◎	◎	◎	○	△	－※2
②収入安定性	○	○	◎	○	◎	－※3
③応益性	◎	○	○	◎	◎	◎
④徴税事務量	○	○	◎	◎	△	△
⑤導入時間	○	○	○	○	△	△
⑥増収規模	△	△	◎	○	○	○
評価点	13 点	12 点	16 点	14 点	11 点	7 点

※1 町として各手法を相対的に評価しました。評価結果の記号の意味は下記のとおり。

◎：適性が高い（3点） ○：ある程度適性がある（2点） △：適性が低い（1点）
なお、評価点は、分かり易いように簡便的に点数化したもの。

※2 法定外税は、町の条例により用途の自由度が決まるため評価対象外としました。

※3 法定外税は、町の条例により収入安定性が決まるため、評価対象外としました。

3 検討結果

(1) 別荘等所有税

①別荘等所有税の概要

リゾートマンションや別荘地の建設に伴いごみ処理や消防はしご車、上下水道の整備など行政需要の増大に対処するため、非居住者にも固定資産税・都市計画税・市県民税の均等割以外にも住民税に代わる負担をしてもらうための法定外普通税であり、静岡県熱海市で昭和 51 年度から実施している。その概要は図表 2 のとおりである。

〔図表 2〕 別荘等所有税の概要

項 目	内 容
1 種別	法定外普通税
2 課税客体	別荘等の所有
3 課税標準	別荘等の延べ床面積 (区分所有の家屋の共有部分は、按分した床面積を含む。)
4 納税義務者	次に掲げる家屋又はその部分を所有する者 ① 通常自己及び自己と生計を一にする親族が主として保養の目的で所有するもの。 ② 他の者に対して主としてその者の保養の用に供するため貸付ける目的で所有するもの。 ③ 寮、宿泊所、保養所その他これらに類する施設（旅館業法に定める旅館業の用に供するもの等を除く。）の用に供するもの。
5 税率	床面積 1 平方メートルにつき 650 円
6 徴収方法	普通徴収
7 税収規模	平成 28 年度 532 百万円 平成 27 年度 542 百万円 平成 26 年度 556 百万円
8 施行日	昭和 51 年 4 月 1 日（5 年毎・9 回更新）

出典：熱海市ホームページ

②検討結果

(7) 課題の抽出

実施に向けた課題を抽出するために、「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平成 15 年 11 月 11 日付け総務省税務局長通知）」や京都市など他団体の検討事例をもとに、検討を行った結果は、図表 3 のとおりである。

〔図表 3〕 別荘等所有税に関する課題の検討結果

論 点		検討結果
政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか	税を手段とすることがふさわしいものであるか。 税以外により適切な手段がないなどについて十分検討が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税、家屋敷課税に加えて、別荘等の所有者のみ、更に課税する根拠を見出すのが困難と考えられる。 熱海市の別荘等の増加に係る行政需要のためという目的は、そのまま本町の導入理由にできず、他の理由を考える必要がある。
	その税収入を必要とする財政需要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> 町民以外の行政需要は、観光振興以外に消防、ごみ処理、町道や下水道の整備などが考えられるが、別荘等所有者のみに係る行政需要を区分することは困難である。 一方で私道（大規模な分譲道路）の町道化や除雪など新たに町の負担が増える（求められる）可能性が高い。
課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか	課税客体（納税義務者）を定義できるか。	<ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの変化や地方創生の一環として 2 地域居住を推進している現状があるなかで、新たに課税する場合、<u>どのような所有・利用形態の家屋を別荘と定義するか、詳細な検討が必要</u>である。 固定資産税（土地）の課税上は、<u>毎月 1 日以上居住すれば別荘に該当しないので、これを踏まえた定義が必要</u>である。（H10 見直し）
	徴収方法・課税期間について、検討が行われているか。	熱海市と同様の徴収方法・課税期間であれば問題ない。
	公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないか。	熱海市で課税対象としていない会員制リゾートホテルは、公平性の観点から課税が可能か検討の必要がある。
課税客体に担税力があるか	その税収入を確保できる税源があるか	家屋敷課税の納税義務者（約 4,000 人）からすると一定規模の税源は確保できる。
納税者への説明ができるか	納税者を含む関係者への十分な説明を行えるか	固定資産税納税義務者の一部であり説明可能と考えられる。
	特定納税義務者からの意見聴取を行う必要があるか	必要なし。
徴税費が割高にならないか	課税客体の把握にどれだけの行政コストがかかるか	熱海市は、現状、専任職員 1 名・システムなしで賦課徴収を行っているため、当初の国協議及び賦課以降はさほど行政コストはかからないと思われる。

(イ) 課題の検討

図表 3 における課題の検討結果のうち、実施に向けて最も問題となるのが、『課税客体（納税義務者）を定義できるか』であると考えられるため、この点について詳細に検討を行った。

■熱海市の納税義務者について

熱海市別荘等所有税条例（抄）

（納税義務者等）

第 2 条 別荘等所有税は、次の各号に掲げる家屋又はその部分（以下「別荘等」という。）に対し、その所有者に課する。

- (1) 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋又はその部分で、主として保養の用に供する目的で所有するもの
 - (2) 他の者（自己と生計を一にする親族を除く。）に対して主としてその者の保養の用に供するため貸し付ける目的で所有する家屋又はその部分
 - (3) 寮、宿泊所、保養所その他これらに類する施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業の用に供するもの又は従業員の居住の用に供するものを除く。）の用に供する家屋又はその部分
- 2 前項の所有者とは、登記簿又は法第 341 条第 13 号に規定する家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項の区分所有者とする。以下同じ。）として登記又は登録されている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録されている個人が賦課期日に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録されている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている次条の者が同日前に所有者でなくなっているときは、同日において当該別荘等を現に所有している者をいうものとする。

↓

具体の対象

- ①熱海市に 1 月 1 日現在、家屋を所有しており、且つ住民登録・住民税申告の無い所有者
- ②他人に家屋を貸付けている所有者（賃借人が 1 月 1 日現在、熱海市に住民登録・住民税申告の無い場合）
- ③旅館業法の許可を受けていない寮、保養所等

■本町の検討結果

現状、熱海市の納税義務者と同様の試算は困難であるため、簡便的に対象者を試算した結果は、図表 4 のとおりである。

○試算条件

- ・固定資産税課税台帳（家屋）上の現況種別が「木造専用住宅」又は「非木造住宅・アパート」であること。
- ・固定資産税課税台帳（家屋）上の現況用途が「居宅」であること。（旅館、保養所、リゾートマンション等は含まない）
- ・所有者は、固定資産税課税台帳に登録された住所で町内外を区別した。
- ・上記をもとに対象数を抽出した。ただし、非課税の家屋は除く。

〔図表 4〕別荘等所有税の対象と試算結果

登記住所	所有者	所有者数		棟数		床面積 (㎡)		別荘等所有税 試算(百万円)
			割合(%)		割合(%)		割合(%)	
町外	個人	4,684	45.5	4,994	31.3	443,710	16.1	288
	法人	1,413	13.7	1,786	11.2	191,110	6.9	124
	計	6,097	59.2	6,780	42.5	634,820	23.1	412
家屋全体※		10,292	100	15,970	100	2,750,240	100	—

出典：税務課資料を基に作成

※家屋全体は、町内に所在する全家屋の所有者数、棟数、床面積である。

また、平成 10 年度に固定資産税における別荘概念の取扱いが改正（月 1 日以上利用していれば別荘に該当しない）されており、本町におけるその特例措置の適用状況は、図表 5 のとおりである。

○試算条件

- ・固定資産税課税台帳（土地）上の現況地目が「宅地」であること。
- ・住宅用地率が 0 % でないものを対象とし、併用住宅の底地も含めた。
- ・上記のうち住宅用地に対する課税標準の特例の対象を抽出した。
- ・所有者は、固定資産税課税台帳に登録された住所で町内外を区別した。
- ・非課税の土地は除く。

〔図表 5〕固定資産税（土地）の特例措置の適用状況

登記住所	所有者	所有者数		筆数	
			割合		割合
町外	個人	744	12.7	1,272	9.9
	法人	72	1.2	252	2
	計	816	13.9	1,524	11.9
宅地全体※		5,868	100	12,860	100

※ 宅地全体は、町内に所在する宅地の所有者及び筆数である。

出典：税務課資料を基に作成

（参考）固定資産税上の別荘概念との関係（熱海市 別荘等所有税 Q&A）

【質問】別荘概念の改正に伴い月 1 回以上利用すれば別荘等所有税は課税されないと思うが？

【回答】別荘概念の改正に伴い、毎月 1 回以上利用していれば別荘として認定されないこととなりましたが、これはあくまでも固定資産税の認定のため、別荘等所有税は住民票と税申告のない方には課税されます。

③ まとめ

別荘等所有税について、課題を抽出するとともに、その中で最も課題となる納税義務者の扱いについても検討した結果、次の理由により、熱海市と同様の制度での導入は困難であると考えられる。

(導入が困難な理由)

- ・納税義務者の定義については、本町の場合、固定資産税の土地所有者の 1 割以上が、別荘扱いではない住宅用地の特例措置を受けている実態がある中で、熱海市のように固定資産税と別荘等所有税の課税標準が異なることを根拠に導入することができるかは、慎重な判断が必要である。
- ・現状、ライフスタイルの変化や地方創生の一環として 2 地域居住が推進されており、さらに今後は相続による住宅取得の増加により居住世帯のない住宅の増加が見込まれ、ますます住宅の所有目的や利用形態ごとの数の把握が難しくなるなかで、新たに別荘を定義するのは、非常に困難であると考えられる。
- ・この他、導入目的については、本町では、別荘等所有者にのみ係る行政需要を把握することが困難であり、導入により私道の町道化や除排雪箇所の増など更なる負担も想定される。
- ・また、課税の公平性についても、熱海市では会員制リゾートホテルは対象外としており、導入にあたっては、これを別荘等に含められるかについても慎重な検討が必要なことを考えると、導入は困難であると考えられる。

(2) 宿泊税

東京都、大阪府においては、ともに法定外目的税としてホテル・旅館等の宿泊者を対象に宿泊税を課し、その税収を、都市の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てている。

また、京都市では平成30年10月に宿泊税の施行が予定されており、この他、宿泊税創設の検討は、複数の地方公共団体において進められている。

既に実施している東京都、大阪府とともに実施予定の京都市の宿泊税の概要は、図表6のとおりである。

〔図表6〕 宿泊税の概要

項目	内容						
1 団体名	東京都	大阪府	京都市				
2 種別	法定外目的税						
3 目的等	国際都市東京の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	国際観光文化都市としての魅力高め、観光の振興を図る				
4 課税客体	<p>ホテル又は旅館等への宿泊</p> <p>※ ホテル又は旅館とは、旅館業法で規定するホテル営業又は旅館営業の許可を受けて営業を行う施設をいう。</p> <p>※ 宿泊とは、旅館業法で規定する寝具を使用してホテル又は旅館を利用する行為をいう。</p> <p>※ 大阪府では、平成29年7月1日から課税対象施設に簡易宿所及び特区民泊を加えている。</p> <p>※ 京都市では、ホテル、旅館、簡易宿所等のほか、住宅宿泊事業法に基づく民泊も対象としている。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">宿泊料金に含まれるもの</td> <td>素泊まりの料金 素泊まりの料金に係るサービス料</td> </tr> <tr> <td>宿泊料金に含まれないもの</td> <td>消費税等に相当する金額 宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話代等）</td> </tr> </table>			宿泊料金に含まれるもの	素泊まりの料金 素泊まりの料金に係るサービス料	宿泊料金に含まれないもの	消費税等に相当する金額 宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話代等）
宿泊料金に含まれるもの	素泊まりの料金 素泊まりの料金に係るサービス料						
宿泊料金に含まれないもの	消費税等に相当する金額 宿泊以外のサービスに相当する料金（食事、会議室の利用、電話代等）						
5 課税標準	ホテル又は旅館等への宿泊数						
6 納税義務者	ホテル又は旅館等の宿泊者						
7 税率	<p>1人1泊について</p> <p>10千円以上15千円未満 100円</p> <p>15千円以上 200円</p>	<p>1人1泊について</p> <p>10千円以上15千円未満 100円</p> <p>15千円以上20千円未満 200円</p> <p>20千円以上 300円</p>	<p>1人1泊について</p> <p>20千円未満 200円</p> <p>20千円以上50千円未満 500円</p> <p>50千円以上 1,000円</p>				
8 徴収方法	<p>特別徴収</p> <p>特別徴収義務者：ホテル又は旅館の経営者</p>	<p>特別徴収</p> <p>特別徴収義務者：宿泊施設の経営者及び特区民泊の事業者</p>	<p>特別徴収</p> <p>特別徴収義務者：旅館業又は住宅宿泊事業を営む方</p>				

項 目	内 容		
9 税込規模	28年度 22.2億円 27年度 20.8億円 26年度 16.2億円	平年度：約10億円	初年度：19億円 平年度45.6億円
10 税込の使途	(1) 外国人旅行者誘致の新たな展開（SNSなど多様な媒体を活用した情報発信等） (2) 魅力を高める観光資源の開発（外国人旅行者誘致に向けた観光資源開発等） (3) 受入環境の充実（道路・交通機関等における案内サインの多言語化等）	(1) 受入れ環境整備の推進（旅行者への観光案内、情報提供の充実・強化等） (2) 魅力づくり及び戦略的なプロモーションの推進（魅力溢れる観光資源づくり等）	(1) 住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取組の推進 (2) 入浴客の増加など観光を取り巻く情勢の変化に対する受入れ環境の整備 (3) 京都の魅力の国内外への情報発信の強化
11 施行日	平成14年10月1日 条例施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、条例について検討を加える必要がある。	平成29年1月1日 条例施行後5年ごとに、施策の効果、条例の施行状況等を勘案し、条例について検討を加える必要がある。	平成30年10月1日 条例の施行後5年ごとに、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加える。

出典：東京都、大阪府、京都市のホームページ

②検討結果

(7) 課題の抽出

実施に向けた課題を抽出するために、「法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について（平成 15 年 11 月 11 日付け総務省税務局長通知）」や京都市など他団体の検討事例をもとに、検討を行った結果は、図表 7 のとおりである。

〔図表 7〕 宿泊税に関する課題の検討結果

論 点		検討結果
政策目的達成の手段として、正当な課税といえるか	税を手段とすることがふさわしいものであるか。 税以外により適切な手段がないなどについて十分検討が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンドなど新たな観光客受入経費に対して観光客に負担を求めることは、一定の合理性があると考えられる。 ・温泉がない宿泊施設や民泊施設を新たに対象にできる一方、入湯税の徴収対象である宿泊施設の利用者はさらに負担が増す。
	その税収入を必要とする財政需要があるか	町民以外の行政需要は、観光振興以外に消防、ごみ処理、町道や下水道の整備などが考えられるが、 <u>入湯税+宿泊税が、財政需要をオーバーフローしないよう検討が必要である。</u>
課税客体を明確に定義し公平な課税ができるか	課税客体（納税義務者）を定義できるか	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法及び住宅宿泊事業法の対象施設は、定義が可能である。 ・免税点の扱いにより、対象施設が変わるので、線引きの検討が必要である。
	徴収方法・課税期間について、検討が行われているか。	入湯税対象施設は、現状で特別徴収義務者であり問題ないが、新たな施設のうち特に民泊施設からの徴収が課題と考えられる。
	公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないか	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで負担のなかった観光客からも負担を求めることができるが、日帰り観光客は対象外なので、その説明が必要となる。 ・温泉がある宿泊施設の場合、入湯税、宿泊税の 2 つが課税されることとなるため、その説明が必要である。
課税客体に担税力があるか	その税収入を確保できる税源があるか。	宿泊者なので担税力があると考えられ、年間宿泊者数（約 450 万人）おり、税源確保が可能である。
納税者への説明ができるか	納税者を含む関係者への十分な説明を行えるか	観光客に対し広く周知する必要がある。
	特定納税義務者からの意見聴取を行う必要があるか	必要なし。
徴税費が割高にならないか	課税客体の把握にどれだけの行政コストがかかるか	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税対象施設は、さらに、どの程度徴収経費がかかるか確認する必要がある。 ・新規施設（民泊含む）には、徴収経費等への補助が一定期間必要であると考えられる

(イ) 課題の検討

課題の検討結果のうち、実施に向けて最も問題となるのが、『使途の問題』と考えられるため、この点について、詳細に検討を行ったもの。

■本町の使途の状況について

観光関係に係る経費の使途については、第 4 回有識者会議において入湯税の検討結果について説明を行ったが、図表 8 のとおり、現状、「観光の振興」と「観光施設の整備」は、100%入湯税を財源としており、「環境衛生施設の整備」で約 1.5 億円の対象歳出の残がある。

ただし、観光関係の支出に対する財源については、入湯税やふるさと納税に加え平成 29 年度からごみ処理手数料も改定しており使途が重複する部分があるため、宿泊税の導入にあたっては、歳出面（使途）の検討が必要となる（図表 9）。

〔図表 8〕入湯税の主な使途と充当状況

単位：百万円

項目	主な使途	事業費	特定財源	一般財源		一般財源の残	
				入湯税	構成比		
観光の振興	町観光協会補助金、 地域観光行事特別助成事業	215	42	173	173	25.2%	0
観光施設の整備	公衆便所整備事業、 観光街路灯整備補助金交付事業	99	14	85	85	12.4%	0
環境衛生施設の整備	下水道繰出金、 清掃第 17 号施設維持管理事業	563	0	563	412	60.1%	151
消防施設の整備	救急業務高度化推進事業、 消防施設等整備事業	73	51	22	16	2.3%	0
計		950	107	843	686	100.0%	151

出典：28年度決算概要・財務課資料

〔図表 9〕入湯税及び関連財源の使途比較

項目	財源区分	入湯税					ごみ ごみ処理施設の 管理運営	ふるさと納税						
		観光振興に要する費用	観光施設の整備	環境衛生施設の整備	消防施設の整備	鉱泉源の保護管理		魅力ある観光地づくり	環境の確保整備	快適で安全、安心な生活	健康で生き生きと暮らすための福祉の充実	学校教育の充実	子育て支援や	その他（使い道の制限なし）
入湯税	目的税	●	●	●	●									
ふるさと納税	寄付金	○	○	○	○		●	●	●	●	●	●	●	
ごみ処理手数料	特定財源			●			●							
固定資産税超過課税	普通税												●	

(凡例) ●…本町の対象項目、○…入湯税とふるさと納税の重複項目 [H27, 28年度の充当状況から判断したもの]

■ 今後の使途の見込みについて

第 4 回有識者会議における入湯税の充当対象事業費の見込みに加えて、平成 29 年度当初予算全体における財源の充当状況を調査【※】した。

【※】「別添 1 入湯税の充当対象事業費の見込み(平成 30～35 年度)」のとおり。

「別添 2 平成 29 年度当初予算における財源の充当状況について」のとおり。

(調査方法)

・ 事業費の純粋一般財源の算出【第 4 回有識者会議資料】

一般財源は、本来、使途が自由であるが、入湯税、ふるさと納税、地方消費税交付金（8%への引き上げ分）のように一部は目的財源として扱っているため、これらを控除した『純粋一般財源』を算出したもの。

・ 入湯税引き上げの可能性検討【第 4 回有識者会議資料】

算出した純粋一般財源に入湯税を上げた場合、過剰にならないかなど影響について検討したもの。

↓

・ 予算全体の財源の充当状況の調査【今回調査】

これまでの調査結果（事業費のみ）では、充当が不可能であるため、平成 29 年度当初予算をもとに新たに人件費や経常経費を含めて同様の調査を実施した。

(調査結果)

- ・ 平成 29 年度予算における、事業費の純粋一般財源 11.6 億円のうち、繰出金 約 5 億円、ごみ・し尿関係 約 1.8 億円、総務費の内部管理費分約 0.4 億円であり、これらを差引いた残額は約 4 億円しかない。
- ・ このため、宿泊税などの新税を導入する場合、事業費のごく一部にしか充当できないため、新たな観光客受入関係経費（観光施策の充実）だけでなく、既存の観光振興や消防力の維持に要する経費（観光施策の維持）も充当対象とするような仕組みとする必要がある。

(参考 1) 本町の宿泊者数の推移と宿泊税の試算結果

年	観光客総数	宿泊客数		宿泊税試算額 (百万円)
		日帰り客数	宿泊客数	
24	19,438,000	14,806,049	4,631,951	926
25	20,857,000	16,140,064	4,716,936	943
26	21,190,000	16,583,249	4,606,751	921
27	17,376,000	13,710,769	3,665,231	733
28	19,565,000	15,226,176	4,338,824	868

出典：観光客実態調査報告書

※宿泊税の試算は、「京都市宿泊税（20千円以下200円）」をもとに算出した。

(参考 2) 他市町村における宿泊税の検討状況と入湯税決算額

団体名	検討時期	検討段階	(参考)H28 入湯税決算額
京都市	H28. 8～	H30. 10施行予定 (総務省協議済)	109百万円
金沢市	H29. 5～	宿泊税条例案上程 (H30. 3議会)	32百万円
北海道 倶知安町	H29. 6～	有識者会議により検討中	35百万円
長野県 白馬村	H30. 4 (予定)	検討委員会設置に関する条例を制定 し来年度から検討予定	39百万円

出典：京都市、金沢市、倶知安町、白馬村のホームページ

③ まとめ

宿泊税について、課題を抽出し、そのうち最大の課題となる使途の扱いについても検討した結果、本町で宿泊税を導入に向けた検討を行う場合は、次の事項を踏まえる必要があると考えられる。

(導入に向けた検討を行う場合の留意事項)

- ・使途については、既に入湯税収入が町税収入の 1 割以上となる約 7 億円あり、さらに、入湯税の充当対象と一部重複するごみ処理手数料やふるさと納税も考慮すると、仮に課税したとしても事業費のごく一部にしか充当できず、財源不足の解消という効果はないと考えられる。
- ・このため、使途については、観光客受入関係経費（観光施策の充実）だけでなく、人件費を含めた既存の観光振興や消防力の維持に要する経費（観光施策の維持）も対象とする必要がある。
- ・この場合、他団体が選択している法定外目的税よりも法定外普通税※の導入を目指す方向で検討していく必要があると考えられる。※太宰府市「歴史と文化の観光税」は法定外普通税として実施しているもの。
- ・この他、宿泊者に対し、入湯税に加えて宿泊税を課しても問題がないか、課税対象として民泊施設まで含めるか、免税点を設けるか、などの課題があるが、これらは、単に先進団体の実施内容をもとに設定するのではなく、本町の特性や実情を十分踏まえたうえで検討する必要があると考えられる。
- ・これらを考慮すると他団体よりも検討期間を要することが見込まれるため、実施までには、少なくとも 3 年程度の期間を要すると思われる。

【別添1】 入湯税の充当対象事業費の見込み（平成30～35年度）

単位:百万円

年 度	区分	行	平成30年度					平成31年度					平成32年度							
			事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源			
					うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				
	観光の振興(整備含む)	1	416	60	356	335	21	0	386	64	322	302	21	0	422	104	318	302	16	0
	環境衛生施設の整備	2	462	31	431	325	0	105	488	30	457	364	0	94	421	31	390	372	0	19
	うち下水道繰出金	3	243	0	243	184	0	59	259	0	259	206	0	53	204	0	204	195	0	9
	消防施設の整備	4	138	87	51	39	0	12	91	44	47	37	0	10	575	525	50	47	0	2
	事業費 計	5	1,016	178	838	699	21	117	965	138	826	703	21	104	1,418	660	758	721	16	21
	観光の振興(整備含む)	6	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1
	環境衛生施設の整備	7	1	0	1	0	0	1	58	0	58	0	0	58	57	0	57	0	0	57
	消防施設の整備	8	211	0	211	0	0	211	226	0	226	0	0	226	233	0	233	0	0	233
	公債費 計	9	213	0	213	0	0	213	285	0	285	0	0	285	291	0	291	0	0	291
	観光の振興(整備含む)	10	417	60	357	335	21	1	387	64	323	302	21	1	423	104	319	302	16	1
	環境衛生施設の整備	11	463	31	432	325	0	106	546	30	515	364	0	152	478	31	447	372	0	76
	消防施設の整備	12	349	87	262	39	0	223	317	44	273	37	0	236	808	525	283	47	0	235
	合 計	13	1,229	178	1,051	699	21	330	1,250	138	1,111	703	21	389	1,709	660	1,049	721	16	312
	入湯税充当割合(観光以外)	14	-	-	-	75.6%	-	-	-	-	-	79.5%	-	-	-	-	-	95.2%	-	-
	(歳入-入湯税推計額)					(699)						(703)						(721)		

年 度	区分	行	平成33年度					平成34年度					平成35年度							
			事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源	事業費	特定財源	一般財源		純粋 一般財源			
					うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				うち入湯税	うちふるさと納税				
	観光振興(整備含む)	15	359	44	315	299	16	0	351	33	318	302	16	0	334	30	304	288	16	0
	環境衛生施設の整備	16	417	44	373	357	0	16	546	157	389	385	0	4	916	615	301	301	0	0
	うち下水道繰出金	17	189	0	189	181	0	8	203	0	203	201	0	2	188	0	188	188	0	0
	消防施設の整備	18	283	223	61	58	0	3	310	287	24	23	0	0	209	184	26	26	0	0
	事業費 計	19	1,059	311	749	714	16	19	1,207	477	731	710	16	4	1,459	829	631	615	16	0
	観光振興(整備含む)	20	3	0	3	0	0	3	6	0	6	0	0	6	14	0	14	0	0	14
	環境衛生施設の整備	21	57	0	57	0	0	57	58	0	58	0	0	58	7	0	7	0	0	7
	消防施設の整備	22	156	0	156	0	0	156	157	0	157	0	0	157	126	0	126	0	0	126
	公債費 計	23	216	0	216	0	0	216	221	0	221	0	0	221	147	0	147	0	0	147
	観光振興(整備含む)	24	362	44	318	299	16	3	357	33	324	302	16	6	348	30	318	288	16	14
	環境衛生施設の整備	25	474	44	430	357	0	73	604	157	447	385	0	62	923	615	308	301	0	7
	消防施設の整備	26	439	223	217	58	0	159	467	287	181	23	0	157	335	184	152	26	0	126
	合 計	27	1,275	311	965	714	16	235	1,428	477	952	710	16	225	1,606	829	778	615	16	147
	入湯税充当割合(観光以外)	28	-	-	-	95.6%	-	-	-	-	-	98.9%	-	-	-	-	-	100.0%	-	-
	(歳入-入湯税推計額)					(713)						(710)						(710)		

※中長期財政見通しをもとに、平成30～35年度までの入湯税の対象歳出を区分別に整理したもの。
 ※入湯税及びふるさと納税の充当対象は、平成28年度決算及び平成29年度当初予算の充当対象事業をベースに対象と考えられる新規事業を含めたもの。
 ※公債費は、入湯税の充当対象となると考える施設整備事業にかかる公債費の見込みを集計したもの。

入湯税の充当残 96

【別添2】 平成29年度当初予算における財源の充当状況について

(調査目的) 予算全体における入湯税やふるさと納税など一般財源扱いの目的財源を含めた使途状況を把握するための調査を行ったもの。

単位：百万円

款	H29 予算額	特定財源			一般財源				純粋 一般財源	純粋一般財源の区分別内訳		うち主な事業 ()は純粋一般財源の額		対象 事業数
		国県支出金	地方債	その他	うち入湯税	うちふるさと納税	うち地方消費税交付金	金額		新規/継続				
05 議会費	121	0	0	0	121	0	0	0	121					
人件費	115	0	0	0	115	0	0	0	115					
経常費	6	0	0	0	6	0	0	0	6					
10 総務費	1,743	103	17	220	1,403	0	48	0	1,355					
人件費	925	0	0	5	920	0	0	0	920					
経常費	499	34	0	94	371	0	39	0	332					
事業費	320	69	17	122	112	0	9	0	103					
15 民生費	1,664	393	0	64	1,207	0	3	80	1,125					
人件費	414	2	0	0	412	0	0	0	412					
経常費	559	286	0	50	224	0	0	0	224					
事業費	692	106	0	14	572	0	3	80	489					
20 衛生費	1,316	21	229	138	929	139	54	13	723					
人件費	142	4	0	0	138	0	0	0	138					
経常費	477	5	0	114	357	0	0	0	357					
事業費	698	12	229	23	434	139	54	13	228					
25 農林水産業費	115	86	0	3	26	2	0	0	24					
人件費	4	0	0	0	4	0	0	0	4					
経常費	2	0	0	0	2	1	0	0	0					
事業費	109	86	0	3	20	0	0	0	20					
30 観光費	477	14	0	39	424	290	14	0	119					
人件費	114	0	0	0	114	0	0	0	114					
経常費	127	4	0	20	103	103	0	0	0					
事業費	236	10	0	18	207	187	14	0	5					
35 土木費	799	39	112	15	634	255	3	0	375					
人件費	109	0	0	0	109	0	0	0	109					
経常費	94	0	0	15	79	0	0	0	79					
事業費	595	39	112	0	445	255	3	0	187					
40 消防費	958	16	74	15	854	11	0	0	842					
人件費	735	0	0	0	735	0	0	0	735					
経常費	112	0	0	15	98	0	0	0	98					
事業費	110	16	74	0	21	11	0	0	10					
45 教育費	894	25	51	136	682	2	17	0	663					
人件費	288	0	0	22	265	0	0	0	265					
経常費	350	0	0	73	276	0	0	0	276					
事業費	256	25	51	40	140	2	17	0	121					
50 災害復旧費	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
55 公債費	891	0	0	18	873	0	0	0	873					
99 予備費	20	0	0	0	20	0	0	0	20					
歳出合計	8,998	697	483	647	7,171	699	139	93	6,240					
人件費	2,845	6	0	27	2,812	0	0	0	2,812					
経常費	3,136	328	0	399	2,409	104	39	0	2,266					
事業費	3,017	363	483	221	1,951	595	100	93	1,162					

※純粋一般財源は42百万円あるが、主な2事業で35百万円を占めている(22+13=35)。
 その他3事業で残り7百万円の財源しかなく、1事業あたりの平均は、2.3百万円しかない。
 これは、他の区分でも同様の傾向であり、純粋一般財源ベースでは少額の事業しか残っていない状況である。

区分	金額	新規/継続	主な事業	対象事業数
庁舎維持・電算関係	42	継続	電算処理推進事業(22), 庁舎整備(13)	5
企画関係	18	継続	住みたい町箱根推進事業(12)	6
防災関係	28	継続	大涌谷火山対策事業(17)	7
コミュニティ・消費者関係	15	継続	宮ノ下地区公共施設利活用事業(8)	3
繰出金(国保, 介護, 後期)	409	継続	うち制度分(456)、制度外分(33)	3
社会福祉関係	40	継続	社会福祉協議会補助金(24)	5
老人福祉関係	18	継続	後期高齢者保健事業(4)	12
児童福祉関係	22	継続	小児医療費助成事業(16)	6
保健衛生関係	49	継続	斎場広域化推進事業(12)	14
		継続	生活習慣病予防推進事業(12)	
環境保全関係	1	継続	電気自動車普及促進事業(1)	2
ごみ・し尿処理関係	178	継続	うちごみ処理分(164)、し尿処理分(14)	8
農業関係	14	継続	野猿・有害鳥獣対策(8)	5
林業関係	6	継続	間伐材搬出促進事業(6)	1
商工関係	5	継続	信用保証料補助事業(3)	5
道路橋りょう関係	49	一部新規	道路整備工事(41)	13
都市計画・公園関係	16	継続	公園整備事業(8)	4
下水道繰出金	105	継続		1
町営住宅関係	17	継続	町営住宅整備事業(17)	1
常備消防関係	4	継続	救急業務高度化推進事業(2)	4
非常備消防関係	4	継続	消防団員被服等購入(2)	3
消防施設関係	2	継続	消防施設等整備事業(1)	5
教育総務関係	44	継続	個別指導支援事業(18)、高校通学費補助金(13)	9
小・中学校、幼稚園関係	40	継続	小・中学校整備事業(27)	14
社会教育関係	23	継続	公民館整備事業(7)、図書室電算運営事業(6)	13
保健体育関係	14	継続	総合体育館整備事業(10)	3

(調査内容)
 ・款別の純粋一般財源について、区分毎の内訳を調査した。
 ・「新規・継続」の別は、予算附属説明資料の歳出予算一覧表の区分を採用した。
 ・「主な事業」は、各区分で一般財源の額が大きい事業名と純粋一般財源の額を記載した。

※【まとめ】 事業費の純粋一般財源 1. 6億円のうち、繰出金 約5億円、ごみ・し尿関係 約1. 8億円、総務費の内部管理経費分約0. 4億円であり、これらを差引いた残額は約4億円しかない。
 ⇒このため、宿泊税などの新税を導入する場合、事業費のごく一部にしか充当できないため、既存の観光振興や消防力の維持に要する経費(観光施策の維持)も充当対象とするような仕組みとする必要がある。